

議案第99号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 期末手当の支給月数の改定

年間の期末手当の支給月数を0.15月（再任用職員は0.05月）引き下げます。  
なお、各支給月における期末手当及び勤勉手当の内訳は、別紙のとおりです。

区分	現行	改正案
幼稚園教育職員 （再任用職員以外）	2.55月	2.40月
幼稚園教育職員 （再任用職員）	1.40月	1.35月

2 施行日

公布の日（令和4年3月支給分）及び令和4年4月1日（令和4年6月支給以降分）

## 各支給月における期末手当及び勤勉手当の支給月数について

単位：月

現行					改正案（R4.3月支給）					改正案（R4.6月支給以降）				
<b>【再任用職員以外】</b> (管理職員以外)					<b>【再任用職員以外】</b> (管理職員以外)					<b>【再任用職員以外】</b> (管理職員以外)				
区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計
期末	1.125	1.175	0.25	2.55	期末	1.125	1.175	<b>0.10</b>	<b>2.40</b>	期末	<b>1.05</b>	<b>1.10</b>	<b>0.25</b>	2.40
勤勉	1.025	1.025	-	2.05	勤勉	1.025	1.025	-	2.05	勤勉	1.025	1.025	-	2.05
合計	2.15	2.20	0.25	4.60	合計	2.15	2.20	<b>0.10</b>	<b>4.45</b>	合計	<b>2.075</b>	<b>2.125</b>	<b>0.25</b>	4.45
(管理職員)					(管理職員)					(管理職員)				
区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計
期末	0.925	0.975	0.25	2.15	期末	0.925	0.975	<b>0.10</b>	<b>2.00</b>	期末	<b>0.85</b>	<b>0.90</b>	<b>0.25</b>	2.00
勤勉	1.225	1.225	-	2.45	勤勉	1.225	1.225	-	2.45	勤勉	1.225	1.225	-	2.45
合計	2.15	2.20	0.25	4.60	合計	2.15	2.20	<b>0.10</b>	<b>4.45</b>	合計	<b>2.075</b>	<b>2.125</b>	<b>0.25</b>	4.45
<b>【再任用職員】</b> (管理職員以外)					<b>【再任用職員】</b> (管理職員以外)					<b>【再任用職員】</b> (管理職員以外)				
区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計
期末	0.625	0.675	0.10	1.40	期末	0.625	0.675	<b>0.05</b>	<b>1.35</b>	期末	<b>0.60</b>	<b>0.65</b>	<b>0.10</b>	1.35
勤勉	0.50	0.50	-	1.00	勤勉	0.50	0.50	-	1.00	勤勉	0.50	0.50	-	1.00
合計	1.125	1.175	0.10	2.40	合計	1.125	1.175	<b>0.05</b>	<b>2.35</b>	合計	<b>1.10</b>	<b>1.15</b>	<b>0.10</b>	2.35
(管理職員)					(管理職員)					(管理職員)				
区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計	区分	6月	12月	3月	合計
期末	0.525	0.575	0.10	1.20	期末	0.525	0.575	<b>0.05</b>	<b>1.15</b>	期末	<b>0.50</b>	<b>0.55</b>	<b>0.10</b>	1.15
勤勉	0.60	0.60	-	1.20	勤勉	0.60	0.60	-	1.20	勤勉	0.60	0.60	-	1.20
合計	1.125	1.175	0.10	2.40	合計	1.125	1.175	<b>0.05</b>	<b>2.35</b>	合計	<b>1.10</b>	<b>1.15</b>	<b>0.10</b>	2.35

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表(第一条関係)

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合には百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」とある。</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」とある。</p>
---	---

五」とする。

4～6 (略)

(後略)

付則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

七・五」とする。

4～6 (略)

(後略)

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表(第二条関係)

改正案	改正前
<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の八十五、十二月に支給する場合には百分の九十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合には百分の百十七・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・</p>

4  
～  
6 (略)

(後略)

付  
則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

五  
]とする。

4  
～  
6 (略)

(後略)

幼稚園教育職員の職員数・平均在園時間・平均勤続年数

1 職員数（令和3年11月26日現在）

項目	人数(単位:人)	備考
職員数	74	
うち再任用職員	5	
うち区教育委員会勤務職員	1	幼児教育担当専門官
うち産休・育休取得中職員	9	
うち派遣受入者	2	
(参考) 外数	16	臨時的任用教員11名・区外派遣者5名

2 平均在園時間

令和元年度

(単位:時間)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
平均	214.0	203.1	215.1	203.1	190.6	207.1	229.3	220.4	211.1	205.8	196.7	210.9	2507.2
最大	248.3	231.9	240.4	212.9	217.9	241.9	267.3	257.1	240.9	233.0	228.4	258.0	-

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
平均	200.0	171.7	233.2	223.3	188.4	210.3	238.1	206.4	214.9	198.8	198.5	249.8	2533.2
最大	257.8	214.7	273.8	269.9	228.6	248.5	281.0	259.1	256.2	239.1	233.9	293.7	-

3 平均勤続年数

12.81年 ※職員数74人の平均

教育人事企画課

期末手当の支給月数引下げによる影響額（令和3年度）

<モデルケース>

年額（単位：円）

		支給月数	期末手当
教諭 28歳 扶養なし 1-33	現行	2.55月	741,180
	改正案	2.40月	697,581
	影響額	△0.15月	△ 43,599

		支給月数	期末手当
主任教諭 41歳 扶養なし 2-49	現行	2.55月	1,192,920
	改正案	2.40月	1,122,748
	影響額	△0.15月	△ 70,172

		支給月数	期末手当
副園長 48歳 扶養なし 3-67	現行	2.15月	1,160,742
	改正案	2.00月	1,079,760
	影響額	△0.15月	△ 80,982

		支給月数	期末手当
園長 53歳 扶養なし 4-79	現行	2.15月	1,270,267
	改正案	2.00月	1,181,644
	影響額	△0.15月	△ 88,623

		支給月数	期末手当
園長（再任用） 61歳 扶養なし 4-再任用	現行	1.40月	532,707
	改正案	1.35月	510,511
	影響額	△0.05月	△ 22,196